

令和 8（2026）年度 島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長裁量経費（若手支援枠）取扱要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、「令和 8（2026）年度 島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長裁量経費若手支援枠」（以下、「研究助成金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。なお、本助成金は「科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）」に挑戦する本学専任教員を支援するためのものである。

（申請資格者等）

第 2 条 研究助成金を申請できる者は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部に所属する専任の准教授、講師、助教及び助手のうち、以下のいずれの条件も満たす者とする。

- （1）研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講を完了していること。
（新規雇用者は、申請までに同教育の受講を完了すること。）
- （2）前年度に研究助成金による助成を受けている場合は、定められた成果報告や条件に従った資金申請を行っていること。
- （3）令和 9（2027）年度科研費（令和 8（2026）年度公募）へ研究代表者として応募すること。
- （4）研究成果は、学会発表または学会誌、本学の紀要等で発表し、公開すること。

2 令和 7（2025）年度の当該研究助成金の申請をした者については、令和 8（2026）年度科研費（令和 7（2025）年度公募）に応募しなかった場合、今回の研究助成金申請を認めない。

（研究助成金の額）

第 3 条 研究助成金の額等は、次のとおりとする。

- 助成上限金額 : 1 件当たり 300 千円以内とする。
申請可能件数 : 申請資格者が申請できる件数は、1 名につき 1 件とする。
研究期間 : 令和 8（2026）年度内とする。

（助成対象経費等）

第 4 条 助成の対象となる経費は、研究計画の遂行に必要な経費（設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、その他研究計画を遂行するための経費）とする。ただし、別表 1 に掲げる品目については、対象外とする。

- 2 前項の範囲内であれば、研究計画の軽微な変更により申請時の費目と異なる費目による支出（費目間流用）を行って差し支えない。ただし、採択額の総額の 50%を超えて費目間流用を行う必要が生じた場合は、第 8 条に定める変更の手続をとること。
- 3 第 1 項の範囲内であれば、令和 8（2026）年 4 月 1 日以降助成決定日より前に他の予算により執行した経費を、決定日以降に研究助成金に振替を行って差し支えない。

(申請書類の提出)

第5条 研究助成金による助成を受けようとする者は、申請書(様式第1号)と研究計画書(様式第2-1号及び第2-2号)を令和8(2026)年4月12日(日)までに、以下の所属キャンパス提出先へ提出しなければならない。

なお、令和8(2026)年度科研費応募者については、不採択となった課題を発展させたテーマ・内容で令和9(2027)年度科研費に応募する場合は、「令和8(2026)年度科学研究費助成事業研究計画調書」及び研究計画書【研究実施範囲部分】(様式第2-3号)の添付により、研究計画書【研究目的・研究方法部分】(様式第2-1号)の提出に代えることができる。

- ・浜田キャンパス(提出先:企画調整課)
- ・出雲キャンパス(提出先:管理課)
- ・松江キャンパス(提出先:管理課)

(選考)

第6条 学長は、学長が指名する委員からなる島根県立大学・島根県立大学短期大学部学長裁量経費審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において、別紙の選考基準に従って前条の申請書類を審査させる。

- 2 委員会は、申請案件を審査選考の上、研究助成候補者に順位を付して学長に推薦するものとする。

(決定)

第7条 学長は前条第2項の推薦を受けて助成対象者及び助成金額を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 この要綱に基づく助成を受ける者は、次のいずれかの事項に該当する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(様式第3号)を第5条記載の所属キャンパス提出先へ提出し、学長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業を廃止する場合
 - (2) 研究目的を達成するための方法や計画の変更
 - (3) 研究メンバーに追加・変更が生じた場合
- 2 学長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、変更あるいは廃止することが適当であると認めた場合は、変更・廃止承認通知書をこの要綱に基づく助成を受ける者へ送付するものとする。

(成果の報告)

第9条 この要綱に基づく助成を受けた者は、研究助成金報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、令和9（2027）年4月30日（木）までに第5条記載の所属キャンパス提出先へ提出しなければならない。

2 学長は、各副学長と協議の上、キャンパス毎または全学で研究成果報告会を開催することができる。研究成果報告会を開催する場合は、やむを得ない場合を除き、この要綱に基づく助成を受けた者は、研究成果又は実績について報告しなければならない。

(審査委員会による照会及び認定)

第10条 前条の報告書については、審査委員会が本人に照会し、詳しい説明を求めることができることとし、対象者は誠実に対応するものとする。

2 前条の報告書については、審査委員会が令和8（2026）年度既定の成果報告とみなすか否かを認定し、学長へ報告する。

3 本条における審査委員会は、申請時の審査委員会と同じ委員で構成されることを原則とする。但し、委員の業務状況等の理由により、学長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(助成決定の取消し)

第11条 学長は、この要綱に基づく助成を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請について不正の事実があった場合

(2) 助成金事業を中止した場合

(3) 助成金事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合

(4) 助成金事業の遂行が、助成決定の内容又はこれに付した条件に著しく違反していると認められる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められる場合

2 前項の規定は、助成事業終了後においても適用する。

(研究助成金の返還)

第12条 学長は、助成決定を取り消した場合において、助成金事業の当該取消しに係る部分に関し、既に研究助成金が交付されているときは、この要綱に基づく助成を受けた者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研究助成金に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和8（2026）年度 島根県立大学・島根県立大学短期大学部
学長裁量経費（若手支援枠） 選考基準

令和8年3月1日 学長決定

1. 一般的選考基準

（1）研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性は認められるか。
- ・研究計画着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

（2）研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。
- ・研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

（3）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画遂行に必要な設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

（4）研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

2. 優先的選考基準

前年度の科研費において、不採択ランクAであった者の申請については、優先的に配分する。

別表1（第4条関係）

対象外品目
<ul style="list-style-type: none">・PC（ノートPC、デスクトップPC）・タブレット端末・撮影・録音機器（ICレコーダーも含む）・モニター類・OAソフト（分析ソフトも含む）・プリンター（複合機も含む）・スマートフォン・ルーター機器・その他（汎用性があり、目的外使用になり得るもの）

※上記の対象外品目が必要な場合は、個人研究費等での購入や研究期間内でのレンタルもしくは、既存のもので対応をお願いします。

※学会への入会費および年会費については、本助成においては助成対象外とします。

ただし、研究成果報告の為の学会等への「参加費」については助成対象とします。